

請 願 書

(要旨)

奈良市が平成17年12月26日に調印した公害調停(奈良県平成15年(調)第1号事件)を忠実に遵守され、速やかに環境清美工場を移転されることを求めます。

(理由)

平成15(2003)年8月26日約3,200人の住民が、環境清美工場の稼働に伴う健康及び生活上の被害をなくすため、同施設の操業停止と移転を求めて公害調停申請書を提出しました。

そして、平成17(2005)年12月26日調停が成立しました。

成立した調停条項には次のようなことが定められています。

- ① 平成20(2008)年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定すること。
- ② 平成23(2011)年3月末日を目標として、新施設用地を確定する。
- ③ 新施設の用地確定後速やかに新施設の建設工事に着手する。

今は、令和 6 (2024) 年、すでに調停成立から 19 年になろうとしています。建設工事に着手する目標とされた平成 23 (2011) 年からも 13 年が経過しています。何事にもスピードが求められるこの時代に、このような大きな遅れが生じているのは信じがたいことです。特に、焼却炉の老朽化が進んでいることに照らすと一刻も早い移転が求められます。

最近一部の人から、現地建て替えを検討するべきであるという意見が出されているようですがとんでもないことです。この調停条項は、奈良県公害調停審査会での 20 回に及ぶ期日での審議を経て、申請人と奈良市との間で合意され、奈良市議会で平成 17 (2005) 年 12 月 8 日に全会一致で採択されたものです。

成立した調停条項は、3, 524 名の申請人と奈良市との間で交わされた合意です。その合意を一方的に反古にできることなどありません。

合意を変更出来るのは、調停が成立した時に想定出来なかった明白な事情変更があった場合だけです。ところが、合意を変更することが出来るような事情変更はありません。

以上の次第ですので、早急に環境清美工場を移転されるようお願いいたします。

令和6年 乙月 9 日

奈良市議会議長

北 良晃 様

請願者

奈良市左京四丁目4番地の50

左京地区自治連合会 会長 田中 明



奈良市朱雀一丁目20番地の12

朱雀地区自治連合会 会長 作間 泉



奈良市佐保台三丁目902番地の155

佐保台地区自治連合会 会長 川本 了造



奈良市右京三丁目26番地の2

右京地区自治連合会 会長 中嶋 一樹



奈良市神功一丁目2番地の9

神功地区自治連合会 会長 笹部 和男



環境清美工場の移転に関する請願書

紹介議員

山口裕司

土田 義朗